

やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設 高付加価値化支援事業 よくある質問（Q & A）

<目次>

1. 事業の概要について

- Q1-1 補助事業の目的は何ですか。
- Q1-2 どのような経費が補助金の対象ですか。
- Q1-3 補助金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。
- Q1-4 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。
- Q1-5 国の持続化給付金や市町村の助成金など用途を限定しない給付金等を受けている場合、申請できますか。
- Q1-6 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。
- Q1-7 いつから実施した取組みが対象ですか。また、いつまでに実施した取組みが対象ですか。
- Q1-8 補助対象の取組みを、令和2年5月14日以降とした理由は何ですか。
- Q1-9 これからやまなしグリーン・ゾーン認証を申請する場合、補助金の申請ができますか。
- Q1-10 機器等購入や改修等の資金を用意できないため、着手前に補助金を受け取るとは可能ですか。
- Q1-11 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と「高付加価値化支援関係」との両方を利用することはできますか。
- Q1-12 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と「高付加価値化支援関係」のうち、いずれかのみを申請することはできますか。その場合、上限は600万円になりますか。
- Q1-13 過去に、①「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、③「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」、④「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」を利用し、支援金ないし補助金を受けました。今回補助金を申請する場合、いくらまで補助金を受けることができますか。
- Q1-14 自社や自社のグループ会社などから物品を購入し、役務の提供を受け、業務を委託した場合に、それらに要する経費を補助対象とすることは可能ですか。

2. 補助対象施設について

- Q2-1 どのような施設が対象ですか。
- Q2-2 対象とならない施設はありますか。
- Q2-3 社団法人、財団法人、NPO法人等も対象者ですか。
- Q2-4 東京の本社がまとめて購入した物品を県内の支店へ支給して設置する場合、対象ですか。
- Q2-5 山小屋は対象ですか。

- Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。
- Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業は対象ですか。
- Q2-8 補助金は課税対象となりますか。
- Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、補助対象になりますか。
- Q2-10 宿泊施設内のテナントは補助対象となりますか。
- Q2-11 宿泊施設の土地・建物は別の事業者が所有しており、旅館業法第3条の許可もその事業者が受けております。しかしながら、私たちはその会社から適法に土地建物を使用権原の設定を受けた上で、宿泊施設全般の運営を任されております。この度、私たちの費用負担により（許可を受けた事業者は費用を負担しません）高付加価値化の取組みを実施したいと考えております。私たちが補助金を申請することはできますか。
- Q2-12 近日中に閉店（営業を終了）する予定です。それまでに利用する物品・施設等も補助金の対象になりますか。

3. やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係について

- Q3-1 具体的には、どのような経費が補助対象となりますか。
- Q3-2 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証の申請を行いながら、補助金の申請もしようと思いますが、どの段階で補助金の申請をすれば良いですか。
- Q3-3 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証の申請の前に、補助金の申請を先にしたいと思いますが、差し支えありませんか。
- Q3-4 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得する予定はありませんが、同じ内容の取組みを実施したいと思えます（全身除菌装置の導入など）。「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と同じ補助率で補助を受けることはできますか。
- Q3-5 通常の（プレミアムではない）やまなしグリーン・ゾーン認証をこれから受ける場合には、現時点では支援制度がありません。「プレミアム」に限って補助金が出るというのは、不公平ではないですか。
- Q3-6 令和3年9月以降に実施した実証事業に参加しました。その際に整備した機器を、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証取得の際にも活用しようと考えています。実証事業の際に導入した機器等は補助対象になりますか。
- Q3-7 補助対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。
- Q3-8 補助を受けるには対象機器等すべてを改めて購入する必要がありますか。
- Q3-9 既に基準に適合する機器等を購入済みですが、より対策を強化するため、補助金を活用して購入することは可能ですか。
- Q3-10 これまで購入した機器（空気清浄機など）が、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証に適合しないことが判明しました。買い取ってもらえますか。
- Q3-11 個々の機器等について、結局何を整備すれば良いか分かりません。対象機器等の

機能・数量等について教えてもらえませんか。

Q3-12 補助金の実績報告の期限が令和5年1月31日となっておりますが、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証はそれ以降になるとの連絡がありました。この場合、補助金は交付されないことになってしまいますか。

Q3-13 補助金の交付決定を受けましたが、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得することができませんでした。補助金は受けることはできますか。

4. 高付加価値化支援関係について

Q4-1 「高付加価値化」とは何ですか。

Q4-2 私たちは特に「高付加価値化」を目指すつもりはありませんが、この事業を利用することはできないのですか。

Q4-3 私たちは「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得する予定はないため、「高付加価値化支援関係」のみを利用したいと思います。上限を600万円に引き上げてもらえませんか。

Q4-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。

Q4-5 大規模宴会場を新たに設置し、団体客を呼び込みたいと考えています。宴会場整備費用は対象となりますか。

Q4-6 ワークーションスペースの設置を考えています。どのような経費が対象になりますか。

Q4-7 既に「ワークーションモデル事業費補助金」を受けていますが、そのときの自己負担分について、今回の補助金を充当することはできますか。

Q4-8 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。

Q4-9 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。

Q4-10 非接触型チェックインシステムを導入する場合、メーカーや型番等に指定・制限などはありますか。

Q4-11 インバウンド（訪日外国人旅行）受入環境を整備したいと思います。具体的にはどの経費が対象になりますか。

Q4-12 「ITシステム・モバイルシステムによる情報共有」とは、具体的にはどのようなことですか。

Q4-13 「取組例」として掲げられた取組み以外でも対象になりますか。

Q4-14 「その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、知事が特に認めるもの」は、たとえばどのような取組みがありますか。

Q4-15 消耗品の購入を補助対象外とした理由を説明してください。

Q4-16 例外として補助対象となる消耗品には、どのようなものがありますか。

Q4-17 グランピング施設用に、次に掲げる物品を購入したいと思います。いずれも、グランピングには必要不可欠なものであり、他の用途・目的に利用することもありま

せん。また、「高付加価値化関係 補助対象外となる消耗品の例」にも掲載されていませんので、補助金の対象になると考えて良いですか。

- ・ 網（調理用）
- ・ トング
- ・ 虫除け用網
- ・ 虫除けスプレー
- ・ 懐中電灯
- ・ 雑巾（ぞうきん）
- ・ バケツ
- ・ じょうろ
- ・ ビニールシート
- ・ アイスボックス

Q4-18 屋根・屋上の防水機能が経年劣化のため、雨漏りがひどくなりました。修繕を行って防水機能の回復を図りたいと思います。対象となりますか。

Q4-19 災害の影響で外壁の一部が崩落しました。崩落部分とその周辺を元どおりに改修したいと思います。対象となりますか。

Q4-20 先日消防署から、防災設備の不備を指摘されました。消防法令に適合させるよう改めて整備したいと思いますが、それにかかる経費は補助対象となりますか。

Q4-21 送迎用のバスを購入したいと思います。対象となりますか。

Q4-22 客室のネット環境を改善させるため、1室に1台のパソコンを整備したいと思います。パソコン購入費と月々のネット回線料に対して補助を受けたいのですが、可能ですか。

Q4-23 夏の暑さ・冬の寒さに対応するため、エアコンを設置したいと思います。対象となりますか。

Q4-24 たとえ室内温度の調節が目的でも、エアコンを設置することは、私たちの宿泊施設にとっては高付加価値化になると考えます。私たち自身が高付加価値化の取り組みであると考えているのだから、補助金の対象とすべきではないですか。

Q4-25 上位機種製の製氷機を購入したいと思います。対象になりますか。

Q4-26 当施設館内の分煙対策を実施するため、①壁で仕切られた喫煙スペースの設置、②脱煙機能付き喫煙ブースの導入を考えています。対象になりますか。

Q4-27 ウッドデッキを整備し、バーベキュー用のスペースとして活用したいと思います。整備費用は対象になりますか。

Q4-28 大画面のテレビを導入し、家庭では観ることができない迫力ある画面で、宿泊客に地上波・BS等テレビ放送を楽しんでもらおうと思います。対象になりますか。

Q4-29 高級感のある食事メニューを開発し宿泊客に提供しようと考えています。高級ブランド牛などの食材、日本酒・ワインなどを購入する場合、対象となりますか。

Q4-30 高級感を少しでも出そうと思い、高価な美術品（絵画、彫刻など）を購入して飾ろうと思います。対象になりますか。

Q4-31 地元出身の有名人（スポーツ選手、芸能人など）を招いたイベント（握手会、トークショーなど）を企画しています。開催経費は補助対象になりますか。

Q4-32 従業員の待遇を向上させることが高付加価値化につながると考え、賃金アップしたいと思います。賃金若しくは賞与等の上昇分に補助金を充当しても構いませんか。

Q4-33 宿泊施設の建物内に、アスベストが吹き付けられている箇所があることが判明しました。このアスベストを除去すれば、宿泊客の滞在環境が改善され、高付加価値

化につながると考えます。除去経費は補助対象となりますか。

Q4-34 旅館業法上の許可を受けている宿泊施設が、同一敷地内にキャンプ場を整備し、高付加価値化につなげていきたいと考えています。補助対象になりますか。また、同一敷地内ではなく、許可を受けている施設から離れた場所に所有する施設を改修し、キャンプ場を整備する場合は補助対象となりますか。

Q4-35 宿泊客へのアピール効果を高めるため、看板を設置したいと思います。設置費用は対象になりますか。

Q4-36 取組みに伴う改修工事等を自社で行うこととしました。改修工事等に従事する自社の従業員に支払う労務費について、改修工事等の経費として補助金の対象とすることはできますか。

5. 申請方法・提出書類・取組みの実施について

Q5-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。

Q5-2 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

Q5-3 申請期限はいつまでですか。

Q5-4 早く申請した方がよいですか。

Q5-5 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。

Q5-6 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」のいずれかにおいて、一度申請して100万円の支援を受けましたが、追加で機器購入等の取組みを実施した場合、上限額の残りの200万円を申請できますか。

Q5-7 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」で補助金の交付決定を受けた後、「高付加価値化支援関係」を申請する（又は「高付加価値化支援関係」の交付決定後に「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」を申請する）ことはできますか。

Q5-8 令和3年度に「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」で補助金300万円を受け、ワーケーションスペースを整備しました。今年度は、

- ①ワーケーションスペースの備品の追加購入、
- ②ワーケーションスペースの増設、
- ③グランピング施設の整備、

の実施を検討しています。令和4年度の補助金を受けることはできますか。

Q5-9 令和3年度に「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」で補助金300万円を受け、ワーケーションスペースを整備しましたが、当初見込んでいたほどの需要はありませんでした。そこで、今年度はこのワーケーションスペースを撤去して、跡地にグランピング施設を整備しようと思います。令和4年度の補助金を受けることはできますか。

Q5-10 事業計画書にはどのようなことを記入すれば良いですか。

Q5-11 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」のみを申請し、「高付加価値化支援関係」は申請する予定はありません。この場合も、事業計画書を事前

に（令和4年1月30日までに）提出しなければなりませんか。

Q5-12 取り組みたいことはありますが、高付加価値化につながるかわかりません。

Q5-13 図面や資料は、どのようなものを添付すれば良いですか。

Q5-14 補助金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入等を勧められました。その場合の購入等金額は補助対象となりますか。

Q5-15 配送費・取付費は対象ですか。

Q5-16 フリーマーケットやオークションで購入した物品は対象ですか。

Q5-17 インターネットで購入した物品は対象ですか。

Q5-18 海外から物品等を調達等する場合も対象となりますか。

Q5-19 これまで使用していた物品を故障で買い替える場合も対象ですか。

Q5-20 使用していた物品の修理代は対象ですか。

Q5-21 これまで使用していた物品の撤去・廃棄費用は対象ですか。

Q5-22 令和2年5月13日に納品され、支払いは令和2年5月15日に行いました。対象ですか。

Q5-23 令和5年1月31日に納品され、支払いは令和5年2月1日に行いました。対象ですか。

Q5-24 申請時に計画していた設備の導入・施設の改修が、令和5年1月31日に間に合いません。どのようにすれば良いですか。

Q5-25 物品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

Q5-26 購入物品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。

Q5-27 「概算払い」とは何ですか。どのようなときに認められますか。

Q5-28 既に5月までに物品を購入しました。購入した分の補助金をできる限り早く受けたいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。

Q5-29 客室を改修する予定でしたが、浴室の改修に変更したいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。

Q5-30 新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で、当初予定していた補助事業（補助金を受ける予定で取り組んでいる事業）をやむを得ず中止することとしました。何か手続きは必要ですか。

Q5-31 事業計画書においては、空気清浄機を10台導入する計画でしたが、在庫がなかったため、やむを得ず7台の購入にとどめたいと思います。どうすれば良いですか。

Q5-32 本補助金で100万円（対象経費200万円）の交付決定を受け、取組みを実施しましたが、80万円分（対象経費160万円）の経費支出で済みました。そこで、残った20万円分の枠を有効活用するため、事業計画書には書いてない20万円分（対象経費40万円）の備品を追加購入しました。何か問題ありますか。

Q5-33 実績報告書は、どのようなことを記入すれば良いですか。また、いつまでに出せば良いですか。

Q5-34 実績報告書には、どのような書類を添付すれば良いですか。

Q5-35 領収書等は原本が必要ですか。

Q5-36 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。

- Q5-37 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすれば良いですか。
- Q5-38 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。
- Q5-39 営業許可証を紛失してしまいましたがどうすれば良いですか。
- Q5-40 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。
- Q5-41 クレジットカードで従業員が支払った場合、対象になりますか。
- Q5-42 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象になりますか。
- Q5-43 請求書、領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。
- Q5-44 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。
- Q5-45 納品書、請求書、領収書とも、税込金額の記載しかありません。税抜価格をどのように計算すれば良いですか。
- Q5-46 複数の備品を購入しましたが、いずれも税抜価格の算定をすると割り切れなくなってしまう。小数点以下の端数はどのように処理すれば良いですか。
- Q5-47 代金に振込手数料が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。
- Q5-48 代金に代引手数料が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。
- Q5-49 額の確定とは何ですか。
- Q5-50 補助対象とした物品・設備等を廃棄し、又は譲渡したい場合、何か制限がありますか。
- Q5-51 実際に設備・施設等を利用しているか、立入調査などはありますか。

1. 事業の概要について

Q1-1 補助事業の目的は何ですか。

⇒ 「ポストコロナ」、「ウィズコロナ」の旅行需要回復局面を見据えた宿泊事業者による新たな需要に対応するための取組みを支援することで安全・安心で上質な環境を提供し、本県観光産業の一層の高付加価値化を図ること（高付加価値化支援関係）、特に「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得に向けた取組みを支援することで、世界レベルの感染症対策によって、より快適、より安心な環境を提供し本県観光の高付加価値化につながる海外富裕層の誘客を促進すること（やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係）です。

Q1-2 どのような経費が補助金の対象ですか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」にあつては、「感染症予防対策に係る基準（やまなしグリーン・ゾーン プレミアム）」に掲げる「「感染症予防対策に係る基準」に追加する対策項目」、「イノベーション提案」及び「清掃業務の改善」を実施するために必要な機器購入等を対象とします。

「高付加価値化支援関係」にあつては、安全・安心で上質な環境を提供し、コロナ後を見据えた高付加価値化を実現するため、新たな需要に対応するための取組みに要する経費が対象となります。

詳細につきましては、申請要領等をご確認ください。

Q1-3 補助金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」それぞれ次のとおりです。

「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」

1施設あたり 上限300万円（対象経費の3/4）

「高付加価値化支援関係」

1施設あたり 上限300万円（対象経費の1/2）

いずれも申請の下限額はありませぬ（ただし千円未満切捨て）。また、上記2つを併用することができます（Q1-11参照）。

Q1-4 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。

⇒ 国、県又は市町村の補助金を受けている場合は、原則として申請することはできません。重複支給が発覚した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いが必要となりますので、ご注意ください。

なお、過去に本県の「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」などの補助金・支援金を受けた場合にも、令和4年度に1施設1回限り補助を受けることはできますが、過去に補助金・支援金を受けた取組みについて、重ねて補助金を申請することはできません（自己負担分に補助金を充当することはできません）。

Q1-5 国の持続化給付金や市町村の助成金など用途を限定しない給付金等を受けている場合、申請できますか。

⇒ 申請可能です。なお、用途が指定される国の持続化補助金を受けている対象経費については、本事業の対象外です。

Q1-6 補助対象経費に消費税は含まれますか。含まれない場合、その理由は何ですか。

⇒ 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は対象外ですので、申請額は消費税を除いた額としてください。

消費税については「仕入税額控除制度」があるため、各事業者は、売上げに係る消費税から、仕入れに係る消費税を控除した上で消費税を申告、納付します。仮に、仕入れに係る消費税相当額分についても、補助金等が交付された場合、控除される税分の補助金等が事業者の手元に残ってしまいます。このようなことは補助制度上適切ではないという考えから、補助金によっては、この手元に残る補助金について返還手続きを設けているものもあります。

本補助金についても、同様に消費税相当額を補助対象とした上で、返還手続きを設けることも考えられましたが、返還すべき額を算定するなど手続きが煩雑になり申請者の方々の負担が大きくなってしまうことから、消費税相当額については補助対象外としております。

Q1-7 いつから実施した取組みが対象ですか。また、いつまでに実施した取組みが対象ですか。

⇒ 令和2年5月14日以降に発注された取組みが対象です。

「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」いずれについても、令和5年1月31日（火）までに完了した取組みが対象です。

「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」については、令和5年1月31日（火）までに認証を取得する必要があります。

両者とも、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落とし）を令和5年1月31日までに完了してください。

なお、事業計画書は令和4年11月30日（水）までに、交付申請書、実績報告書は、ともに令和5年1月31日（火）までに事務局に提出してください。

Q1-8 補助対象の取組みを、令和2年5月14日以降とした理由は何ですか。

⇒ 業界団体において、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」が令和2年5月14日に策定され、これに合わせて感染症対策を実施してきた宿泊事業者も少なくないことを踏まえ、過去に購入した備品や投資についても補助対象経費とすることとしました。

Q1-9 これからやまなしグリーン・ゾーン認証を申請する場合、補助金の申請ができますか。

⇒ 申請時点で、認証を受けていることが条件です。「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」にあつては、補助金の申請時点で、認証の本申請をしていることが条件です。

なお、本補助金申請時にやまなしグリーン・ゾーンの認証を取得していても、補助対象となるのは、旅館業法第3条の許可を受けた日以降の取組みであることに留意してください（たとえば、取組み自体は令和2年5月14日以降に発注したものであつても、施設が令和3年4月1日付けで旅館業法第3条の許可を受けている場合には、令和3年3月31日以前の取組みを補助対象とすることはできません）。

Q1-10 機器等購入や改修等の資金を用意できないため、着手前に補助金を受け取ることは可能ですか。

⇒ 本補助金については、「知事が必要と認めた場合に」概算払いを利用することができます（Q5-27）。概算払いの額は、交付決定を受けた金額の6割が上限です。概算払いを希望の場合には、所定の書式に記入いただく必要がありますので、必ず事前に事務局に御相談ください。

このほか、政府系金融機関や県の制度融資も用意されています。御活用ください。

Q1-11 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と「高付加価値化支援関係」との両方を利用することはできますか。

⇒ できます。その場合、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」それぞれで上限は300万円となります。一つの申請書で、両方を申請するほか、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」を別々に申請することもできます。ただし、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」又は「高付加価値化支援関係」のそれぞれを更に2回以上に分けて申請することはできません（「高付加価値化支援関係」を申請後、更に「高付加価値化支援関係」を申請する、など）。

また、両者で補助率が異なりますので、御注意ください（「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」は対象経費の4分の3、「高付加価値化支援関係」は対象経費の2分の1）。

Q1-12 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と「高付加価値化支援関係」のうち、いずれかのみを申請することはできますか。その場合、上限は600万円になりますか。

⇒ いずれかのみを申請することは可能です。その場合、上限は300万円になります。申請しない300万円の上限分を、申請する方に上乗せすることはできません。

なお、両者で補助率が異なること、申請は令和4年度中1施設1回限りであることに御注意ください。

Q1-13 過去に、①「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、②「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、③「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異

株対策強化機器購入等支援事業」、④「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」を利用し、支援金ないし補助金を受けました。今回補助金を申請する場合、いくらまで補助金を受けることができますか。

⇒ 過去に受けた補助金・支援金の額にかかわらず、それぞれ上限の300万円まで補助金を受けることができます。ただし、過去に補助金・支援金を受けたものと同じの取組みに対して、重ねて補助を受けることはできません。(例：1千万円の機器を購入して補助金又は支援金300万円を受けた場合、残額の700万円について更に補助を受けることはできません。)

Q1-14 自社や自社のグループ会社などから物品を購入し、役務の提供を受け、業務を委託した場合に、それらに要する経費を補助対象とすることは可能ですか。

⇒ 以下それぞれの場合に応じ、各場合に定める限度で補助対象とします。

① 申請者自身（自社）からの調達

製造原価を補助対象経費とします。

② 100%同一の資本に属するグループ企業（完全子会社など）

取引価格が製造原価以内であれば、その取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合によって、利益相当額を算定の上控除します。

③ 申請者の関係会社

取引価格が、製造原価、販売費及び一般管理費の合計額以内であれば、取引価格を補助対象経費とします。

これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合により、利益相当額を算定の上控除します。

2. 補助対象施設について

Q2-1 どのような施設が対象ですか。

⇒ 「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けている宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）の設置する施設が対象です。

Q2-2 対象とならない施設はありますか。

⇒ 次の（1）から（7）に該当する施設・事業者は対象となりません。

（1） 旅館業法の許可を受けていない施設

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設

（3） やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していない施設

（4） 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織若しくは団体

※ ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設又は食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む施設は当該事業部分に限る部分について申請可

(7) (1) から (6) に掲げる者のほか、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される施設

Q2-3 社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者ですか。

⇒ 対象施設に該当すれば申請できます。

Q2-4 東京の本社がまとめて購入した備品を、県内の施設へ支給して設置する場合、対象ですか。

⇒ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が対象です。事例の場合、県内の施設が当該許可を受けていれば対象になります。交付申請の際には県内の施設が旅館業法第3条第1項の許可を受けていることが、実績報告の際にはまとめて購入された備品等が県内の施設へ支給されたことが、それぞれ添付書類等で分かるようにしてください。

Q2-5 山小屋は対象ですか。

⇒ 山小屋はグリーン・ゾーン認証対象ではないため、本事業の対象外です。

Q2-6 対象施設ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような施設ですか。

⇒ 以下の公共法人が事業を行っている場合は、支援金の対象になりません。

国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（資本金・出資額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類する者）、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本年金機構 等

Q2-7 対象施設でない「宗教上の組織若しくは団体」ですが、宿坊などの宿泊業は対象ですか。

⇒ 旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設であれば、対象です。

Q2-8 補助金は課税対象となりますか。

⇒ 原則課税対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

Q2-9 県（又は市町村）から指定管理を受けていますが、補助対象になりますか。

⇒ 旅館業法に基づく許可を受けている場合には、対象となります。ただし、委託元の県

(又は市町村)が当該対象機器等を直接用意する場合や当該補助金分を委託料から差し引く場合がありますので、事前に委託元の担当課と相談の上、申請してください。

Q2-10 宿泊施設内のテナントは補助対象となりますか。

⇒ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が対象です。宿泊施設内のテナントについては、宿泊施設の敷地内にあり、かつ当該宿泊施設からの委託を受けている場合には、対象となります。この場合でも、受託事業者自身が申請することはできませんので、御留意ください。

Q2-11 宿泊施設の土地・建物は別の事業者が所有しており、旅館業法第3条の許可もその事業者が受けております。しかしながら、私たちはその会社から適法に土地建物を使用権原の設定を受けた上で、宿泊施設全般の運営を任されております。この度、私たちの費用負担により(許可を受けた事業者は費用を負担しません)高付加価値化の取組みを実施したいと考えております。私たちが補助金を申請することはできますか。

⇒ 「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けている宿泊事業者の設置する施設が対象です。質問の事例の場合、旅館業法第3条の許可を受けている当該別の事業者がやまなしグリーン・ゾーンの認証を受けている場合には、補助金の申請を行うことができます。他方、やまなしグリーン・ゾーンの認証を受けていても、旅館業法第3条の許可を受けていない場合は、本補助金を申請することはできません。

Q2-12 近日中に閉店(営業を終了)する予定です。それまでに利用する物品・施設等も補助金の対象になりますか。

⇒ 本県観光産業の高付加価値化を図る本補助金の趣旨からも、将来的に継続して利用される備品・設備等が対象となります。施設の閉店や営業の終了が予定されている場合には、結果的に宿泊施設の高付加価値化が実現できないこととなることから、本補助金の対象とすることはできません。

3. やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係について

Q3-1 具体的には、どのような経費が補助対象となりますか。

⇒ 「感染症予防対策に係る基準(やまなしグリーン・ゾーン プレミアム)」に掲げる各対策のうち、「3.「感染症予防対策に係る基準」に追加する対策項目」、「4.イノベーション提案」及び「5.清掃業務の改善」に掲げる取組みが対象となります。

例としては、抗ウイルスコーティングの施工、全身除菌装置、配膳ロボット、ATP検査システムの導入等が挙げられます。

Q3-2 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証の申請を行いながら、補助金の申請もしようと思いますが、どの段階で補助金の申請をすれば良いですか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」においては、補助金交付申請書(様式第1号)に、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム認証(ホテル・宿

泊業)申請書」(本申請)の写しを添付する必要があります。したがって、認証取得に係る本申請の申請後に、補助金の交付申請を行っていただくこととなります。導入予定機器等の具体的な型番等の調整・確認等を、本県グリーン・ゾーン推進グループ(電話 055(223)1318 直通)と行った後に補助金の申請を行っていただければ、その後の手続きがより円滑になります。

また、交付申請書及び実績報告書の提出期限とも令和5年1月31日となっておりますので、この日までに購入、整備、支払い及び認証取得のすべてを完了させてください。

Q3-3 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証の申請の前に、補助金の申請を先にしたいと思いますが、差し支えありませんか。

⇒ 上記Q3-2 のとおり、補助金の交付申請書には、認証取得に係る本申請の申請書の写しを添付する必要があります。これは、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得と無関係な場合にまで「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」が利用されてしまうことを未然に防ぐためです。したがって、認証取得に係る本申請の申請前に、補助金の交付申請を行うことはできません。

補助金申請前に、導入予定機器等の具体的な型番等について、本県グリーン・ゾーン推進グループ(電話 055(223)1318 直通)と十分に調整・確認等を行っていただくことをお勧めいたします。

Q3-4 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得する予定はありませんが、同じ内容の取組みを実施したいと思います(全身除菌装置の導入など)。「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」と同じ補助率で補助を受けることはできますか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」は、あくまで「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得することを前提とした補助事業です。そのため、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証取得とは無関係に補助率4分の3による補助を受けることはできません。

Q3-5 通常の(プレミアムではない)やまなしグリーン・ゾーン認証をこれから受ける場合には、現時点では支援制度がありません。「プレミアム」に限って補助金が出るというのは、不公平ではないですか。

⇒ 通常の(プレミアムではない)やまなしグリーン・ゾーン認証取得に対する支援制度である、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」は、おかげをもちまして、452件の申請に対して1億5,883万8千円の支援金をお支払いいたしました。これは、各事業者の皆様における感染症対策への関心が高く、かつ迅速な対策実施に取り組まれたことの賜物と言えます。

他方、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」につきましては、既存の認証制度におけるよりも更にワンランク上の持続可能な対策を実施することで、

世界レベルの感染症対策によって、より快適、より安心な環境を提供し本県観光の高付加価値化につながる海外富裕層の誘客を促進することを目的としております。そのため、本県としても、他の高付加価値化の取組みを上回る補助率によって、認証取得を促進することとしました。

県事業は予算の範囲内で実施すべきことから、会計年度（実施期間）、上限額、補助対象施設などの制約がございます。現在、既存の認証制度の取得に対する支援制度はございませんが、各施設の事業者におかれましては、県事業並びに各認証制度に対する一層の御理解をいただいた上で、今後とも感染症対策に取り組んでいただき、宿泊客の皆様に「選ばれる施設」となっていただくことが期待されます。

Q3-6 令和3年9月以降に実施した実証事業に参加しました。その際に整備した機器を、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証取得の際にも活用しようと考えています。実証事業の際に導入した機器等は補助対象になりますか。

⇒ 上記Q1-7でも御案内いたしましたとおり、本補助金は令和2年5月14日以降の取組みを補助対象としております。令和3年に実施された実証事業のために整備された機器等についても、それが上記期日以降に発注されたものであり、これまで補助金・支援金を受けたことがなく、かつ「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得に必要な十分なものであれば、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」の補助対象とすることはできます。

Q3-7 補助対象となる機器等の購入台数に制限はありますか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得の際に必要な機器等については、「感染症予防対策に係る基準（やまなしグリーン・ゾーン プレミアム）」に示されているとおりです。「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」におきましては、認証取得に必要な十分な機器購入等に対する補助を想定しております。

Q3-8 補助を受けるには対象機器等すべてを改めて購入する必要がありますか。

⇒ 既存の機器等に対応可能であれば、改めて購入等をする必要はありません。ただし、その既存の機器等で認証の取得が可能か否かについては、必ず申請前に本県グリーン・ゾーン推進グループ（電話 055(223)1318 直通）に確認してください。

Q3-9 既に基準に適合する機器等を購入済みですが、より対策を強化するため、補助金を活用して購入することは可能ですか。

⇒ 上記Q3-7のとおり、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」におきましては、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得に必要な十分な機器購入等に対する補助を想定しております。そのため、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得に必要な範囲を超えて実施した場合、超えた分の経費については、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」の補助対象となりません。

Q3-10 これまで購入した機器（空気清浄機など）が、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証に適合しないことが判明しました。買い取ってもらえますか。

⇒ 買い取りはいたしません。

Q3-11 個々の機器等について、結局何を整備すれば良いかわかりません。対象機器等の機能・数量等について教えてもらえませんか。

⇒ 機器の整備等をはじめ、どのような対策をどの程度実施すべきかについては、認証取得・補助金交付それぞれの申請前に、必ず本県グリーン・ゾーン推進グループ（電話055(223)1318 直通）に確認してください。

Q3-12 補助金の実績報告の期限が令和5年1月31日となっていますが、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証はそれ以降になるとの連絡がありました。この場合、補助金は交付されないことになってしまいますか。

⇒ 期限内に認証取得できない場合には、補助金の対象となりません。

Q3-13 補助金の交付決定を受けましたが、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得することができませんでした。補助金は受けることはできますか。

⇒ 認証取得できない場合には、補助金の対象となりません。

4. 高付加価値化支援関係について

Q4-1 「高付加価値化」とは何ですか。

⇒ 本県における観光産業の「高付加価値化」とは、「既存の観光資源の価値を高めて他地域との差別化を図るとともに、顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供することにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に繋げる取組み」のことをいいます。

今回、県内のより多くの宿泊事業者の皆様が本補助金の「高付加価値化支援関係」を活用することによって、新たな需要に対応した取組みを行っていただき、宿泊客に上質な環境を提供できるようになることが期待されます。

Q4-2 私たちは特に「高付加価値化」を目指すつもりはありませんが、この補助金を利用することはできないのですか。

⇒ 「高付加価値化」とは、必ずしも富裕層にターゲットを絞ったり、宿泊料を値上げしたり、内装や食事を高級なものにしたりする取組みを意味するものではありません。

Q4-1 でお示したとおり、「観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上」を目指す取組みです。「高付加価値化支援関係」は、こうした目標に向けて、新たな需要に積極的に対応する取組みを支援するものです。取組内容がこのようなものであれば、補助対象となる場合もありますので、事務

局に御相談ください。

他方、本補助金の「高付加価値化支援関係」は、高付加価値化につながらない単なる物品購入や設備改修等までも補助対象とするものではないことに御留意いただく必要があります。

また、本補助金は、宿泊事業者が「高付加価値」と考えた取組みを無制限に補助するものではありません。県事業として実施するものである以上、本県として目指す観光産業の高付加価値化に合致する取組みである必要があります。

Q4-3 私たちは「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を取得する予定はないため、「高付加価値化支援関係」のみを利用したいと思います。上限を600万円に引き上げてもらえますか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」を申請せず、「高付加価値化支援関係」のみを申請することは可能です。ただし、Q1-12でお示ししたとおり、両方の上限額を合算して600万円とすることはできません。300万円の限度で利用できます。

Q4-4 既に支払い済みの経費があります。補助対象に含まれますか。

⇒ 令和2年5月14日以降に発注した物品の購入、改修等に要した経費を対象とします。既に支出した分については、領収書等で確認を行いますので、紛失のないようお願いいたします。また、今後支出する分については、令和5年1月31日までに支出した（クレジットカード払いの場合は口座からの引落としが行われた）経費が対象となります。

Q4-5 大規模宴会場を新たに設置し、団体客を呼び込みたいと考えています。宴会場整備費用は対象となりますか。

⇒ 大規模宴会場の設置が、新たな需要に対応するものであり、高付加価値化に資するものと宿泊事業者の事業計画上位置づけることができる場合には、補助対象となる余地はあるものと思われ（ただし、コロナ禍を経て団体旅行から個人旅行にシフトしつつある中で、このような位置づけは困難であると思われ）。宴会場は、「不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペース」に該当するため、やまなしグリーン・ゾーン認証との関係上、変異株対策を実施しなければならないことに留意する必要があります。

なお、ホテル・宿泊業の館内利用については、「滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする」ことが求められています（感染症予防対策に係る基準（ホテル・宿泊業））。

Q4-6 ワークーションスペースの設置を考えています。どのような経費が対象になりますか。

⇒ ワークーション受入に必要となる施設改修・新設工事（ワークスペース、会議スパー

ス、Wi-Fi 環境等の整備等)、及びワーケーション受入に必要となる備品等購入 (机、椅子、パソコン、プリンタ、ファックス、複合機、マイク、スクリーン、プロジェクター等) を対象とします。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、ワーケーションとの関連が認められない経費、単発的なイベント開催に要する経費、光熱水費等経常的な経費は補助対象となりません。

なお、改修等の工事が大規模にわたる場合には、令和5年1月31日までに、経費の支払いを含め、事業のすべてを完了させなければならない点に御留意ください。

Q4-7 既に「ワーケーションモデル事業費補助金」を受けていますが、そのときの自己負担分について、今回の補助金を充当することはできますか。

⇒ 既に「ワーケーションモデル事業費補助金」を受けている場合には、既に補助を受けた整備部分について、今回の補助金は利用できません（「ワーケーションモデル事業費補助金申請の手引き」P2）。

Q4-8 過去に「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業」、「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」を活用し、キャッシュレス決済を導入しました。今回設備を更に拡充しようと考えていますが、補助対象となりますか。

⇒ 過去に上記の支援金を受けていたとしても、別個に新たな機器等を購入・整備する場合には、新たに購入等を行う分については補助対象となります。

Q4-9 キャッシュレス決済端末のリース料は対象ですか。

⇒ 令和2年5月14日から令和5年1月31日までのリース料が対象となります（Q5-25 参照）。

Q4-10 非接触型チェックインシステムを導入する場合、メーカーや型番等に指定・制限などはありますか。

⇒ 制限はありません。

Q4-11 インバウンド（訪日外国人旅行）受入環境を整備したいと思います。具体的にはどの経費が対象になりますか。

⇒ 国際観光客数は、今後回復の見通しが示されており、新型コロナウイルス感染症が収束したころに訪れたい国・地域として日本が選ばれているという調査結果があります。他方、訪日外国人旅行者が、新型コロナウイルス感染症終息後の訪日旅行全般に期待したいこととしては、「ウイルス対策全般の継続」とともに、宿泊施設などでの「多言語による案内」が挙げられております。

回復する訪日外国人旅行需要をいち早く取り込み、リピーター化していくためには、旅行需要が回復する前に、インバウンド受入態勢を整備しなければなりません。

そうした受入体制整備のための取組みとしては、宿泊施設館内における案内表示や飲食スペースのメニューなどの多言語化、ハラールやヴィーガンへの対応などが考えられます。

具体的には、館内案内表示等の外国語への翻訳の委託料、案内表示の改修費、飲食メニューの作成費、宿泊施設ホームページの多言語化に向けた改修費用、ハラール・ヴィーガンの飲食メニュー開発、従業員向け研修における講師の報償費、免税店対応レジシステムの導入費などが考えられます。

Q4-12 「ITシステム・モバイルシステムによる情報共有」とは、具体的にはどのようなことですか。

⇒ 本県では既に、「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」等により、宿泊施設のキャッシュレス決済に対する支援を行ってきたところです。宿泊事業者の中には、更に進んで、オンライン予約システムなど、業務においてICT投資を進めている事業者もあります。こうした中で、既存のシステム等と連携させて、従業員に一人一台の端末を配布するなどして、予約状況や宿泊客の特性などの情報を従業員間で共有することにより、宿泊施設の業務を効率化する取組みについて補助するものです。

具体的には、システム構築、導入、改修等に要する経費、端末等の購入に要する経費、接続等の作業に係る手数料などが考えられます。

ただし、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、ITシステム・モバイルシステムによる情報共有との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者（システム開発事業者など）が主体となる事業の経費、ネット回線料等経常的な経費は補助対象となりません。

Q4-13 「取組例」として掲げられた取組み以外でも対象になりますか。

⇒ 「取組例」として掲げられた取組み以外でも、新たな需要に対応するもので、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に資する取組みであれば、「高付加価値化支援関係」の対象とすることができます。

Q4-14 「その他、コロナ後の高付加価値化に資する取組みとして、知事が特に認めるもの」は、たとえばどのような取組みがありますか。

⇒ 新たな需要に対応する取組みとしては、たとえばDX（Digital Transformation）をはじめとした先進技術の導入（予約管理システム、AIによるデータ分析・需要予測）やMICE（Meeting、Incentive Travel、Convention、Exhibition/Event）ニーズの取込み、オンラインツアーに併せたライブコマースの実施、などが考えられます。具体的な取組内容が明確になった段階で、できるだけ早めに事務局あて御相談ください。

Q4-15 消耗品の購入を補助対象外とした理由を説明してください。

⇒ 今年度、本補助金におきましては、消耗品の購入を原則として補助対象から除外することとしました。

これは、「新たな需要に対応するための取組みを支援することで安全・安心で上質な環境を提供し、本県観光産業の一層の高付加価値化を図る」(Q1-1)という本補助金の趣旨にかんがみ、令和3年度の実施状況も踏まえ、低額かつ他の目的に容易に転用可能な消耗品を大量に購入したとしても、必ずしも宿泊施設の高付加価値化に結びつくわけではない、と判断されることを理由としています。

対象外となる消耗品の例として、別紙「高付加価値化支援関係 補助対象外となる消耗品の例」を参照してください。なお、この別紙に掲げる品目はあくまで例示であり、この別紙に記載のない品目であっても、取組内容等との関係により補助対象外と判断される場合があります

Q4-16 例外として補助対象となる消耗品には、どのようなものがありますか。

⇒ 別紙「高付加価値化支援関係 補助対象外となる消耗品の例」に掲げる消耗品以外で、事業計画書に記載する取組みに真に必要な消耗品が対象となり得ます。

なお、「高付加価値化支援関係 補助対象外となる消耗品の例」に掲げられていない消耗品でも、取組内容によっては補助対象外となる場合があり得ること、高付加価値化の取組みに真に必要な消耗品であるか否かは、申請者の意思（「他の目的には使用しない」旨表明しているかどうか）に関わらず、客観的に判断されることに留意する必要があります。

Q4-17 グランピング施設用に、次に掲げる物品を購入したいと思います。いずれも、グランピングには必要不可欠なものであり、他の用途・目的に利用することもあります。また、「高付加価値化関係 補助対象外となる消耗品の例」にも掲載されていないので、補助金の対象になると考えて良いですか。

- | | |
|-----------|------------|
| ・ 網（調理用） | ・ 雑巾（ぞうきん） |
| ・ トング | ・ バケツ |
| ・ 虫除け用網 | ・ じょうろ |
| ・ 虫除けスプレー | ・ ビニールシート |
| ・ 懐中電灯 | ・ アイスボックス |

⇒ 対象になりません（上記Q4-15、Q4-16参照）。

Q4-18 屋根・屋上の防水機能が経年劣化のため、雨漏りがひどくなりました。修繕を行って防水機能の回復を図りたいと思います。対象となりますか。

⇒ 原状回復のための取組みは、対象になりません。

Q4-19 災害の影響で外壁の一部が崩落しました。崩落部分とその周辺部分を原状のとおり改修したいと思います。対象となりますか。

⇒ 原状回復のための取組みは、対象になりません。

Q4-20 先日消防署から、防災設備の不備を指摘されました。消防法令に適合させるよう

改めて整備したいと思いますが、それにかかる経費は補助対象となりますか。

⇒ 法令違反を解消するための取組みは、対象になりません。

Q4-21 送迎用のバスを購入したいと思います。対象となりますか。

⇒ 車両の購入は、①目的外への転用が容易なこと、②許可を得ないまま購入車両を処分する危険を伴うこと、を理由に、補助対象としておりません。

Q4-22 客室のネット環境を改善させるため、1室に1台のパソコンを整備したいと思います。パソコン購入費と月々のネット回線料に対して補助を受けたいのですが、可能ですか。

⇒ パソコンについても、①目的外への転用が容易なこと、②許可を得ないまま購入したパソコンを処分する危険を伴うこと、を理由に、原則として補助対象としておりません。

また、ネット回線料や電気料などの経常的な経費も、補助対象外です。

Q4-23 夏の暑さ・冬の寒さに対応するため、エアコンを設置したいと思います。対象となりますか。

⇒ 本県におけるエアコンの普及率が72.7%である（総務省「地域別主要耐久消費財の所有状況」という状況にかんがみれば、単に室内温度を調節する目的でエアコンを設置することが「顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供」するものとは言えず、「リピーター化を促し」、「観光消費額の増大と収益性の向上」につながる取組みであると言うこともできません。

したがって、単に室内温度を調節する目的でのエアコン設置は、補助対象となりません。

Q4-24 たとえ室内温度の調節が目的でも、エアコンを設置することは、私たちの宿泊施設にとっては高付加価値化になると考えます。私たち自身が高付加価値化の取組みであると考えているのだから、補助金の対象とすべきではないですか。

⇒ 本補助金は、宿泊事業者が「高付加価値」と考えた取組みを無制限に補助するものではありません（Q4-2 参照）。

既にお示ししましたとおり、本補助金の目的は「「ポストコロナ」、「ウィズコロナ」の旅行需要回復局面を見据えた宿泊事業者による新たな需要に対応するための取組みを支援することで安全・安心で上質な環境を提供し、本県観光産業の一層の高付加価値化を図ること」であり（Q1-1）、「既存の観光資源の価値を高めて他地域との差別化を図るとともに、顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供することにより、観光客の満足度向上、滞在時間の延伸、リピーター化を促し、観光消費額の増大と収益性の向上に繋げる取組み」を高付加価値化の取組みとしております（Q4-1）。

本補助金もまた住民の皆様の御負担に立脚するものである以上、本補助金が対象とする取組みは、上記の趣旨に合致するものである必要があります。

以上の点にかんがみれば、上記Q4-23でお示ししましたとおり、単に室内温度を調節する目的でのエアコン設置は、本県観光産業の高付加価値化に結びつく取組みと言うことはできず、本補助金の対象とすることはできません。

Q4-25 上位機種製の製氷機を購入したいと思います。対象となりますか。

⇒ 「高付加価値化」の考え方につきましては、Q4-1においてお示ししましたとおりですが、ハイスペックの機器を導入すること自体が、必ずしも「高付加価値化」に当てはまるわけではありません。

機器を導入したとしても、それを活用してどのような取組みを実施していくのかについて、申請段階で審査されることとなります。その過程で、たとえば取組内容と比較して導入予定の機器がオーバースペックであるため補助対象外となる、と判断される場合もあり得ます。

製氷機につきましては、導入の目的、導入前の状況、導入によって解決されるべき課題、機器の性能等（取組内容を実施するのに必要十分か）、導入後見込まれる効果等につきまして、補助事業計画書などで具体的な説明をいただいた上で、機器そのものではなく取組みの内容が高付加価値化につながるか、判断されることとなります。

Q4-26 当施設館内の分煙対策を実施するため、①壁で仕切られた喫煙スペースの設置、②脱煙機能付き喫煙ブースの導入を考えています。対象になりますか。

⇒ 改正健康増進法が令和2年4月1日に施行され、「ホテル・旅館」は「第二種施設」として原則屋内禁煙とすることが求められるようになりました。

宿泊施設館内における分煙対策は、法律上施設の管理権原者等に課せられた責務であり、補助制度の有無にかかわらず施設の管理権原者等が取り組まなければならないものであることから、宿泊施設の高付加価値化の取組みとは認められません（Q4-1、Q4-20参照）。

したがって、上記①②とも、本補助金の補助対象とすることはできません。

Q4-27 ウッドデッキを整備し、バーベキュー用のスペースとして活用したいと思います。整備費用は対象になりますか。

⇒ ウッドデッキによるバーベキュースペースの設置が、宿泊事業者において「顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供」するものであり、かつ「リピーター化を促し」、「観光消費額の増大と収益性の向上」につながる取組みであるという説明ができるのであれば、本補助金の対象とする余地はあるものと思われ（ウッドデッキの設置そのものがすなわち「高付加価値化」である、ということにはならないことに留意する必要があります）。

宿泊施設の立地状況によっては、屋外でバーベキューを行うことについて近隣住民の皆様との調整が必要となる場合があります。また、「高付加価値化」を目指す観点からは、同様の取組みを実施する他の宿泊施設との差別化をどのように図っていくか、という視点も必要になってくることにも留意する必要があります。

Q4-28 大画面のテレビを導入し、家庭では観ることができない迫力ある画面で、宿泊客に地上波・BS等テレビ放送を楽しんでもらおうと思います。対象になりますか。

⇒ 宿泊施設が設置するテレビを、宿泊客への地上波等放送の視聴の用に供する取組みは、宿泊施設の高付加価値化につながるものとは言えないため、当該テレビのサイズの大小にかかわらず、本補助金の対象とすることはできません。

Q4-29 高級感のある食事メニューを開発し宿泊客に提供しようと考えています。高級ブランド牛などの食材、日本酒・ワインなどを購入する場合、対象となりますか。

⇒ 食材（酒類など飲料を含む）については、経常的な経費と認められるため、補助対象としておりません。

ただし、食事メニューの開発に必要な、レストラン等の料理人や唎酒師、ソムリエ等の招聘に要する経費（報償費、費用弁償など）、消耗品に該当しない調理器具の購入費用等は対象となる場合がありますので、事務局あて御相談ください。

Q4-30 高級感を少しでも出そうと思い、高価な美術品（絵画、彫刻など）を購入して飾ろうと思います。対象になりますか。

⇒ 新たな需要に対応するための取組みと認められないこと、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものと認められないことから、対象となりません。

Q4-31 地元出身の有名人（スポーツ選手、芸能人など）を招いたイベント（トークショー、握手会など）を企画しています。開催経費は補助対象になりますか。

⇒ 単発的なイベントの開催経費については、新たな需要に対応するための取組みと認められないこと、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものと認められないことから、対象となりません。

ただし、当該イベントが、宿泊事業者が主体となって継続的に実施するものであり、かつコロナ後の新たな需要に対応するための取組みと位置づけられるものであれば、対象となる場合がありますので、事務局あて相談してください。

Q4-32 従業員の待遇を向上させることが高付加価値化につながると考え、賃金アップしたいと思います。賃金若しくは賞与等の上昇分に補助金を充当しても構いませんか。

⇒ 本補助金を人件費に充当することはできません。

Q4-33 宿泊施設の建物内に、アスベストが吹き付けられている箇所があることが判明しました。このアスベストを除去すれば、宿泊客の滞在環境が改善され、高付加価値化につながると考えます。除去経費は補助対象となりますか。

⇒ 建築物所有者は、アスベストを調査し、除去するなどの対策を講じる必要があります。これは、宿泊施設の高付加価値化とは関係なく行わなければならない対策ですので、本補助金の対象とすることはできません。

なお、市町村によっては、アスベストの調査、除去に要する経費を補助する制度がありますので、お近くの市町村にお問い合わせください。

Q4-34 旅館業法上の許可を受けている宿泊施設が、同一敷地内にキャンプ場を整備し、高付加価値化につなげていきたいと考えています。補助対象になりますか。また、同一敷地内ではなく、許可を受けている施設から離れた場所に所有する施設を改修し、キャンプ場を整備する場合は補助対象となりますか。

⇒ 旅館業法上の許可を受けている施設が、同一敷地内で整備するものであれば、「高付加価値化支援関係」の対象とすることができます（Q2-10 参照）。なお、同一敷地内であっても、不動産・車両の購入、既存設備等の撤去・廃棄、キャンプ場整備との関連が認められない経費、宿泊事業者以外の者が主体となる事業の経費、光熱水費等経常的な経費は、補助対象となりません。

Q4-35 宿泊客へのアピール効果を高めるため、看板を設置したいと思います。設置費用は対象になりますか。

⇒ 単に看板を設置することが、「顧客の期待を上回るような質の高いサービスを提供」するものであり、かつ「リピーター化を促し」、「観光消費額の増大と収益性の向上」につながる取組みであると認めることは困難なため、原則として本補助金の対象であるとは認められません。

仮に、看板設置が高付加価値化の取組みと認められる場合にも、看板の設置場所は、旅館業法第3条の許可を受けた宿泊施設の敷地内である必要があります（設置場所が敷地の外である場合には、宿泊事業者が適法にその敷地の使用権原を有している場合にも、補助対象とはなりません。上記Q4-34 参照）。

Q4-36 取組みに伴う改修工事等を自社で行うこととしました。改修工事等に従事する自社の従業員に支払う労務費について、改修工事等の経費として補助金の対象とすることはできますか。

⇒ 本補助金を人件費に充当することはできません（Q4-32 参照）。

5. 申請方法・提出書類・取組みの実施について

Q5-1 申請から補助金交付（支払い）までの流れを教えてください。

⇒ 本補助金のおおまかな流れは次に示すとおりです。交付申請を行えば補助金が支払われるのではなく、事業完了後（既に購入等が完了しているものも含む）に実績報告書を提出しなければならない点に御注意ください。

| 今までの支援金 | 今回の補助金 |
|----------------------|--------------------------|
| 交付申請 (申請者→事務局) | ①交付申請 (申請者→県(事務局)) |
| | ②交付決定通知 (県(事務局)→申請者) |
| | ③実績報告書提出 (申請者→県(事務局)) |
| | ④額の確定通知 (県(事務局)→申請者) |
| 支援金の支払い (事務局→申請者) | ⑤補助金の支払い (県(事務局)→申請者) |

Q5-2 申請書はどこで手に入りますか。また、提出先はどこですか。

⇒ 県のホームページからダウンロード又は事務局にお問い合わせいただき、添付書類とともに郵送（書留郵便推奨）で事務局へ提出してください。また、「高付加価値化支援関係」を申請する場合には、申請前に事業計画書を事務局あて提出してください（令和4年11月30日期限）。

（事務局）

〒400-0031 甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル4F

宿泊施設高付加価値化支援事業事務局

電話：055-222-6112 メールアドレス yamanashigz3@gmail.com

- ※ 封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になるおそれがあるため、FAXによる提出は受付不可とさせていただきます。
- ※ 追加資料等をメールで送信する場合には、御担当者様の所属・役職・氏名・連絡先を明記してください。

Q5-3 申請期限はいつまでですか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」とも令和5年1月31日（火）までです。実績報告書最終提出期限も、令和5年1月31日（火）までです。「高付加価値化支援関係」を申請する場合には、申請前に事業計画書を事務局あて提出してください（令和4年11月30日期限）。

対象経費については、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」とも令和5年1月31日（火）までに完了した取組みとなります。

なお、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）については、両者とも令和5年1月31日（火）までに完了させてください。令和5年2月1日（水）以降に支払われた（クレジットカード払いの場合は口座からの引落しが行われた）経費については、補助対象外となります。

Q5-4 早く申請した方がよいですか。

⇒ 十分な予算を確保しておりますが、申請の状況等によっては、令和5年1月31日

(火) を待たずに受付を終了する場合があります。

Q5-5 申請から支払いまでどのくらいの期間かかりますか。

⇒ 「新しい生活様式推進機器購入等支援事業」等の支援金とは異なり、

- ① 交付申請書の内容を審査の上、交付決定通知
- ② 実績報告書の内容を審査の上、額の確定通知

のプロセスが加わるため、その分お時間をいただくこととなります。御了承ください。

なお、書類の確認状況により支払いが前後する場合がありますので、併せて御承知おきください。

Q5-6 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」のいずれかにおいて、一度申請して100万円の支援を受けましたが、追加で機器購入等の取組みを実施した場合、上限額の残りの200万円を申請できますか。

⇒ 令和4年度を通じて1施設あたり1回までの申請とさせていただいておりますので、2回以上の申請はできません。ただし、「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」（「高付加価値化支援関係」）を申請後、「高付加価値化支援関係」（「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」）を申請することはできません（下記Q5-7参照）。

Q5-7 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」で補助金の交付申請をした後、「高付加価値化支援関係」を申請する（又は「高付加価値化支援関係」の申請後に「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」を申請する）ことはできますか。

⇒ できます。令和4年度を通じて、「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」、「高付加価値化支援関係」それぞれ1施設1回限りの申請となります。

Q5-8 令和3年度に「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」で補助金300万円を受け、ワーケーションスペースを整備しました。今年度は、

- ①ワーケーションスペースの備品の追加購入、
- ②ワーケーションスペースの増設、
- ③グランピング施設の整備、

の実施を検討しています。令和4年度の補助金を受けることはできますか。

⇒ 上記①～③のいずれにつきましても、過去に補助金・支援金を受けたことがない場合には、令和4年度本補助金の対象とすることができます。

ただし、②又は③の取組みを実施する際に、令和3年度に補助を受けて整備したワーケーションスペースの全部又は一部の撤去等を行う場合には、事前に知事の承認を受ける必要があること、令和3年度に受けた補助金の全部又は一部を返還する必要があることに留意する必要があります（Q5-9）。

Q5-9 令和3年度に「やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化及び高付加価値化支援事業」で補助金300万円を受け、ワーケーションスペースを整備しましたが、当初見込んでいたほどの需要はありませんでした。そこで、今年度はこのワーケーションスペースを撤去して、跡地にグランピング施設を整備しようと思います。令和4年度の補助金を受けることはできますか。

⇒ 令和3年度に補助金を受けて整備したワーケーションスペースの全部又は一部を撤去するなどの処分行為を行うには、当該処分行為に先立ち、知事の承認を受ける必要があります。この義務に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消された上で、補助金の返還を求められる場合があります（Q5-50 参照）。

Q5-10 事業計画書にはどのようなことを記入すれば良いですか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」にあつては、整備する（した）機器等の内容、個数、及び金額を記入してください。

「高付加価値化支援関係」にあつては、取組みの具体的内容、本補助金以外の資金調達方法（融資、自己資金など）、取組みによって得られる効果などを記入していただきます。

事業計画書は、補助金交付の可否を判断するための重要な書類となります。取組内容が分かるように、具体的かつ詳細に記入してください。

Q5-11 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」のみを申請し、「高付加価値化支援関係」は申請する予定はありません。この場合も、事業計画書を事前に（令和4年11月30日までに）提出しなければなりませんか。

⇒ 「やまなしグリーン・ゾンプレミアム認証取得促進関係」のみを申請する場合には、事業計画書を事前に提出いただく必要はありません。ただし、「高付加価値化支援関係」を併せて申請する場合には、事前に事業計画書を提出してください。

Q5-12 取り組みたいことはありますが、高付加価値化につながるかわかりません。

⇒ 「高付加価値化支援関係」で補助の対象とするのは、コロナ後を見据えた新たな需要に対応する取組みで、観光客の満足度を向上させ、観光消費額の増大と収益性の向上につながるものです（Q4-1 参照）。取組内容とその効果を十分に検討していただき、疑問がある場合には、事務局あて御相談ください。

Q5-13 図面や資料は、どのようなものを添付すれば良いですか。

⇒ 平面図（施工前）、計画図（施工後）、仕様書、見積書、設計書、カタログなど、物品購入や改修工事等の具体的内容・金額が分かる書類を添付していただきます。取組内容によって必要となる図面等は変わってきますので、事前に事務局あて御相談ください。

取組内容等により追加書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめ御承知

おきください。

Q5-14 補助金が活用できるという理由で市場価格よりも大幅に高い金額での購入等を勧められました。その場合の購入等金額は補助対象となりますか。

⇒ 本補助金は、申請者において実際に要した経費を超えた分を、申請者等の利益として留保されてしまう事態を容認しておりませんので、市場価格を大幅に超える機器等の購入・調達等は対象と認められない場合があります。申請の際には、必ず適正な価格を確認の上、購入・調達等を行ってください。

市場価格を大幅に超える価格を提示されたなどの場合には、速やかに事務局等に御相談ください。

Q5-15 配送費・取付費は対象ですか。

⇒ 対象です。対象となる機器等の購入・設置のために要した経費であることが分かる見積書、領収書（レシート）等の添付をお願いいたします。

Q5-16 フリーマーケットやオークションで購入した物品は対象ですか。

⇒ 転売目的の可能性が排除できないため、対象となりません。同様に、対象機器等の販売等を業として行っていない個人からの購入についても対象外とします。

Q5-17 インターネットで購入した物品は対象ですか。

⇒ 対象です。明細書など支払額・購入日がわかる書類を添付してください。なお、支払いをクレジットカードで行う場合は、令和5年1月31日までに引落しが確認できる場合のみ対象です。交付申請書には購入する品目、数量、単価、金額、現物写真等を、実績報告書には購入申込画面の写し等（商品番号、型番、数量、単価、金額などの記載があるもの）、請求書等を添付してください。

Q5-18 海外から物品等を調達等する場合も対象となりますか。

⇒ 対象となりますが、海外から調達等を行う理由、海外調達先事業者の概要（本店所在地、主な業務内容等、調達先が個人である場合は事業を営む個人であること）、調達品目・型番・単価・数量・購入額、日本における輸入代理事業者がある場合には当該代理事業者、消費税課税の有無、消費税非課税の場合はその理由等が分かる資料を添付してください。

併せて、交付決定額、補助金確定額ともに日本円で通知することとなりますので、上記購入額を日本円で換算する際の為替レート、為替レートの基準日、当該基準日を採用する理由を説明した資料も必要となります。

Q5-19 これまで使用していた物品を故障で買い替える場合も対象ですか。

⇒ 取組内容にもよりますが、これまでに補助金・支援金等を受けていない物品であり、かつ故障の買い換えによる物品購入が宿泊施設の高付加価値化に資するものと認めら

れる場合には、対象となる場合があります。その際、単なる原状回復のための取組みは対象とならないことに留意する必要があります（Q4-18、Q4-19 参照）。

Q5-20 使用していた物品の修理代は対象ですか。

⇒ 取組内容にもよりますが、これまでに補助金・支援金等を受けていない物品であり、当該修理・修繕により宿泊施設の高付加価値化に資するものと認められる場合には、対象となる場合があります。その際、単なる原状回復のための取組みは対象とならないことに留意する必要があります（Q4-18、Q4-19 参照）。

Q5-21 これまで使用していた物品の撤去・廃棄費用は対象ですか。

⇒ 対象になりません。

Q5-22 令和2年5月13日に納品され、支払いは令和2年5月15日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和2年5月14日以降に発注された取組みを対象とします。

Q5-23 令和5年1月31日に納品され、支払いは令和5年2月1日に行いました。対象ですか。

⇒ 対象になりません。令和5年1月31日までに、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）まで完了させてください。

Q5-24 申請時に計画していた設備の導入・施設の改修が、令和5年1月31日に間に合いません。どのようにすれば良いですか。

⇒ 調達先・施工事業者を変更する、又は当該間に合わない取組みが可分であれば、その部分だけ未実施とする内容の変更（Q5-29 参照）を行うことなどが考えられます。状況が明らかになった段階で、速やかに事務局に相談してください。

Q5-25 物品をリースで整備する場合のリース料・レンタル料は対象ですか。

⇒ 対象になります。令和2年5月14日から令和5年1月31日までの期間におけるリース料等が補助対象となります。

その際、1か月未満の期間については日割り計算により経費を算出すること、令和5年1月31日までのリース料等を申請する場合には、支払い（クレジットカード払いの場合は口座からの引落し）を令和5年1月31日までに完了させる必要があること、令和5年2月1日以降に発生する経費については、本補助金の対象とならないことに留意する必要があります。特に「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」において、認証取得のために求められる対策をリース等により実施する場合には、十分御注意ください。

Q5-26 購入物品の月々の保守点検料などのランニングコストは対象ですか。

⇒ 保守点検料などのランニングコストは対象になりません。

Q5-27 「概算払い」とは何ですか。どのようなときに認められますか。

⇒ 「概算払い」とは、補助金額の確定前に、補助金の一部の額を交付（支払い）することです。

本補助金は、原則として、補助事業完了後に宿泊事業者から提出させる実績報告書の内容を審査し、問題ないことが認められた場合に、額の確定を行って、補助金が交付（支払い）されます（精算払い）。

しかしながら、宿泊事業者が事業に要する経費の一切を自己資金によって賄うことは、昨今の業況から困難な場合も少なくないことから、補助金交付要綱上、「知事が必要と認めるとき」に、完了後に実績報告により精算がなされることを前提として、交付決定額の6割を上限として、概算払いを認めるものです。

概算払いを希望する場合には、必ず事前に事務局に御相談ください。

Q5-28 既に5月までに物品を購入しました。購入した分の補助金をできる限り早く受けたいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。

⇒ 概算払いによることができます(上記Q5-27 参照)。概算払いを希望する場合には、必ず事前に事務局に御相談ください。

Q5-29 客室を改修する予定でしたが、浴室の改修に変更したいと思います。どのように手続きを行えば良いですか。

⇒ 補助金の交付決定後は、原則として、申請書・事業計画書の記載のとおりに取り組みを実施しなければなりません。ただし、申請当時からの状況の変化等により当初の計画を変更しなければ補助事業としての効果が失われてしまう事情がある場合には、知事の承認を得た上で、申請内容を変更することができます。なお、変更後においても申請時の事業計画に沿った細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合（軽微な変更。下記Q5-31 参照）は、承認を受けることを要しません。

変更せざるを得ない事情が生じた場合には、事情の大小を問わず、事務局に相談してください。

Q5-30 新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で、当初予定していた補助事業（補助金を受ける予定で取り組んでいる事業）をやむを得ず中止することとしました。何か手続きは必要ですか。

⇒ 補助金の交付決定通知を受けた後の事情の変更により、補助事業をやむを得ず中止せざるを得ないときは、変更する場合と同様に、知事の承認を受ける必要があります。そのような状況が明らかになったときは、速やかに事務局に相談してください。

Q5-31 事業計画書においては、空気清浄機を10台導入する計画でしたが、在庫がなかったため、やむを得ず7台の購入にとどめたいと思います。どうすれば良いですか。

⇒ 上記Q5-29でお示ししましたとおり、取組内容を申請段階の計画から変更する場合には、その変更について、知事の承認が必要になります。ただし、変更をしても補助事業の効果に影響がないと認められる場合には、「軽微な変更」として承認が不要となる場合があります。

質問の事例においては、3台の購入ができなかったので計画と実施内容が異なることから、原則として変更承認が必要ですが、残り7台の設置位置を工夫するなどして、当初の計画とほぼ同じ程度の効果を実現できると判断できる場合には、例外的に変更承認は不要です。

変更せざるを得ない事情が生じた場合には、事情の大小を問わず、事務局に相談してください。

Q5-32 本補助金で100万円（対象経費200万円）の交付決定を受け、取組みを実施しましたが、80万円分（対象経費160万円）の経費支出で済みました。そこで、残った20万円分の枠を有効活用するため、事業計画書には書いてない20万円分（対象経費40万円）の備品を購入しました。何か問題ありますか。

⇒ 補助金の交付決定後は、原則として、申請書・事業計画書の記載のとおりを取組みを実施しなければなりません。ただし、申請当時からの状況の変化等により当初の計画を変更しなければ補助事業としての効果が失われてしまう事情がある場合には、知事の承認を得た上で、申請内容を変更することができます（上記Q5-29参照）。

質問の例では、当初の計画になかった備品の購入を行おうとするものであり、計画のとおり取組みを実施した場合と比較して、その内容・効果が変化する以上、当該備品の価格に関係なく「軽微な変更」には当たりません。したがって、知事の承認を受ける必要があります。

Q5-33 実績報告書は、どのようなことを記入すれば良いですか。また、いつまでに出せば良いですか。

⇒ 実績報告書は、宿泊事業者が補助事業を完了したときに、補助事業が適正に実施されたかを県において確認し、交付（支払い）する補助金の額を確定させるため、提出していただくものです。

実績報告書には、補助金の交付決定額と実績額（実際にかかった経費に対する補助金の額）を記入していただきます。また、実績報告書には、実績報告書別紙、図面・資料（完成図面、実際に購入した備品の仕様書など）、契約書・納品書・工事完成届・請求書・領収書等、写真、振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し等も添付していただきます（Q5-34参照）。

実績報告書（添付書類を含む）は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年1月31日の、いずれか早い期日までに提出することとなっておりますので、事業完了後、お早めの提出をお願いいたします（実績報告書の提出がない場合は補助金を支払うことができません）。

Q5-34 実績報告書には、どのような書類を添付すれば良いですか。

⇒ 実績報告書（第5号）のほか、実績報告書別紙、図面・資料（完成図面、実際に購入した備品の仕様書など）、契約書・納品書・工事完成届・請求書（請求額の内訳が明記されたもの・Q5-43 参照）・領収書（あて名、内容等が明記されたもの）・クレジットカード支払い金額が引き落とされたことが分かる書類（通帳の写しなど）・クレジットカード引き落とし金額の明細内訳（Q5-37 参照）、その他支払い関係書類、写真（整備・改修した施設・設備等、購入した物品等が分かるカラー写真）、補助金の振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し、「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証を取得したことが分かる書面（やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係に限る）、その他知事が必要と認める書類です。

このうち、実績報告書別紙については、「やまなしグリーン・ゾーンプレミアム認証取得促進関係」にあっては購入した機器等の内容、個数、金額及び購入先を、「高付加価値化支援関係」にあっては取組みの具体的結果、経費の状況等を、それぞれ記入してください。

以上のほか、取組内容等により追加書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめ御承知置きください。

疑問点などあれば、お早めに事務局あて御相談ください。

Q5-35 領収書等は原本が必要ですか。

⇒ 原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

Q5-36 手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。

⇒ 購入等の金額が税込か税別のいずれかが分かる領収書、レシート等を御提出ください。なお、税込・税別のいずれかが判別できない場合は、補助対象から除外させていただくなどの場合があります。

Q5-37 クレジットカードで支払ったため、領収書やレシートがありませんが、どのようにすれば良いですか。

⇒ カード明細及び対象期間内の引落としが確認できる部分の通帳の写しなど、当該機器等の支払額・購入日・引き落とし日が分かるものを提出してください。具体的には、クレジットカード購入に係る請求書（購入品目・単価・数量・購入金額が分かるもの）とともに、クレジットカード支払い金額が引き落とされたことが分かる書類（通帳の写しなど）、クレジットカード引き落とし金額の明細内訳（上記の引き落とされた金額の購入品目・単価・数量・購入金額が分かるもの）、などです。

Q5-38 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか。

⇒ 支払い及び購入日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行や電子支払履歴の写しなどにより提出をお願いします。

Q5-39 営業許可証を紛失してしまいましたけどどうすれば良いですか。

⇒ 保健所へお問い合わせいただき、再発行できるか相談してください。

Q5-40 クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。

⇒ クレジットカードによる支払いは、期限内に引落しが完了していることの確認ができる場合のみ対象です。納品やカード利用が期限(令和5年1月31日まで)内でも、口座からの引落しが令和5年2月1日以降であれば、対象外となります。分割払いにより、申請までに支払が完了せず、所有権が施設に帰属しない場合も対象外です。リボリング払いの購入も、申請期限までに当該代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。

Q5-41 クレジットカードで従業員が支払った場合、対象になりますか。

⇒ 施設名(法人名、代表者名)がある領収書等が対象となります。

Q5-42 カードのポイントや商品券で支払った場合、対象になりますか。

⇒ 支払いは、法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用等は対象となりません。

Q5-43 請求書、領収書やレシートに一式としか記載されておらず内訳がわからない場合でも申請可能ですか。

⇒ 内容を確認する必要があるため、別に内訳書等を添付してください。交付申請書に添付した見積書等と金額・内容が変わらない場合にも内訳書を添付してください。たとえば、見積書と領収書(内訳の記載なし)のみ添付されている場合、額の確定が行えず、結果補助金を支払うことができなくなる場合があります。

Q5-44 領収書やレシートに支援対象のもの以外も記載されている場合、別に領収書を発行してもらう必要がありますか。

⇒ 補助対象以外の経費が記載されている場合にも、対象となるものに「○」をつけるなど分かるようにしていただければ、その領収書で差し支えありません。

Q5-45 納品書、請求書、領収書とも、税込金額の記載しかありません。税抜の補助対象経費をどのように計算すれば良いですか。

⇒ 一つ一つの購入品目、工事・サービス等の一つ一つの費目ごとに消費税分を割り落とし(10%の場合は $\div 1.1$ 、8%の場合は $\div 1.08$)、算出された本体価格を合計した金額を、補助対象経費としてください。割り落とす際に生じる小数点以下の端数については、その都度切り捨ててください(下記Q5-46参照。四捨五入しないてください)。

Q5-46 複数の備品を購入しましたが、いずれも税抜価格の算定をすると割り切れなくなってしまう。小数点以下の端数はどのように処理すれば良いですか。

⇒ 割り落とす（上記Q5-45参照）際に生じる小数点以下の端数については、その都度切り捨ててください（四捨五入しないでください）。

具体的には、次の例にならってください。

| 【補助対象経費算出例】 | | | | | | |
|-------------|-----|---------|-----|---------|---------|----------------------------|
| | 品目 | 税込価格 | 税率 | 算出方法 | 税抜価格 | 備考 |
| 1 | 備品A | 100,000 | 8% | (÷1.08) | 92,592 | 小数点以下切捨て（ <u>四捨五入しない</u> ） |
| 2 | 備品B | 200,000 | 10% | (÷1.1) | 181,818 | 小数点以下切捨て |
| 補助対象経費 計 | | | | | 274,410 | |

Q5-47 代金に振込手数料が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。

⇒ 振込手数料は補助対象外です。購入等金額に振込手数料が含まれている場合には、差し引いて補助対象経費を算出してください。なお、支払いの段階で、当初の見積書・カタログ等の価格に振込手数料が含まれることが判明した場合にも、同様に振込手数料を差し引いてください。

| 【振込手数料控除算出例 1】 | | | |
|----------------|----------|---------|---------------|
| | 備品A | 100,000 | 税込（8%） |
| | 備品B | 200,000 | 税込（10%） |
| | 振込手数料 | 770 | |
| | 購入額 計 | 300,770 | |
| | 除振込手数料 | 300,000 | |
| | ∴ 補助対象経費 | 274,410 | 税抜価格（Q5-46参照） |

| 【振込手数料控除算出例 2】 | | | |
|----------------|----------|---------|-----------------|
| | 備品 | 100,000 | 税込（10%） |
| | うち振込手数料 | 770 | 上記100,000円に含まれる |
| | 購入額 計 | 100,000 | |
| | 除振込手数料 | 99,230 | |
| | ∴ 補助対象経費 | 90,209 | 税抜価格（Q5-46参照） |

Q5-48 代金に代引手数料が含まれていました。対象経費をどのように算定すれば良いですか。

⇒ 代引手数料についても、振込手数料と同様に考えます。上記Q5-47の「振込手数料」を「代引手数料」に読み替えてください。

| 【代引手数料控除算出例 1】 | | | |
|----------------|----------|---------|-----------------|
| | 備品A | 100,000 | 税込 (8%) |
| | 備品B | 200,000 | 税込 (10%) |
| | 代引手数料 | 600 | |
| | 購入額 計 | 300,600 | |
| | 除代引手数料 | 300,000 | |
| | ∴ 補助対象経費 | 274,410 | 税抜価格 (Q5-46参照) |
| 【代引手数料控除算出例 2】 | | | |
| | 備品 | 100,000 | 税込 (10%) |
| | うち代引手数料 | 600 | 上記100,000円に含まれる |
| | 購入額 計 | 100,000 | |
| | 除代引手数料 | 99,400 | |
| | ∴ 補助対象経費 | 90,363 | 税抜価格 (Q5-46参照) |

Q5-49 額の確定とは何ですか。

⇒ 額の確定とは、実績報告書及び必要に応じて実施される現地調査等により、補助事業が交付決定の内容（申請した事業内容）や交付決定通知書に記載された条件に適合しているかを調査し、適合すると認められるときに、交付する（支払う）補助金の金額を確定（精算）するものです。提出いただいた実績報告書（Q5-33, Q5-34 参照）で、取組みが申請のとおり実施されているかを確認することとなります。変更の承認（Q5-29 参照）を受けている場合には、承認を受けた変更の内容で実施されているかを確認します。そこで問題がなければ、「額の確定通知」を事業者の皆様に出す、という流れになります。

Q5-50 補助対象とした物品・設備等を廃棄し、又は譲渡したい場合、何か制限がありますか。

⇒ 本補助金を受けた宿泊事業者は、本補助金により購入した物品、改修した設備等については、「補助金交付決定通知書」（様式第2号）に記載されている財産処分制限期間内は、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。このような場合については、「財産処分承認申請書」（様式第8号）により、事前に知事の承認を受ける必要があります。

上記の知事の承認を受けることなく、本補助金により購入した物品、改修した設備等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があるほか、既に交付済みの補助金がある場合には、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

Q5-51 実際に設備・施設等を利用しているか、立入調査などはありますか。

⇒ 取組状況、補助金の収支、関係書類等について、立入調査を行う場合があるほか、

本補助金が国庫支出金を財源としていることから、会計検査院の検査対象となる場合もあります。